

新潟県消防協会事業の日本消防協会との関係

(財) 新潟県消防協会

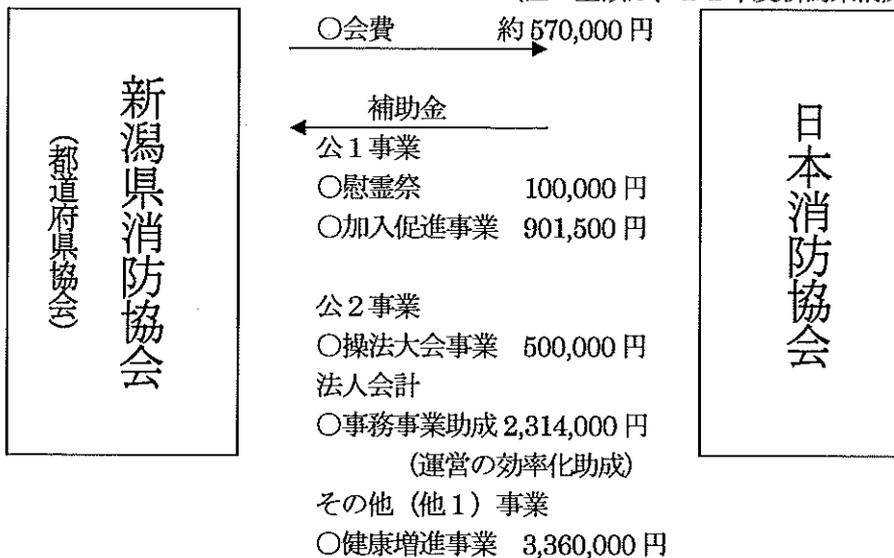
1 日本消防協会の会員としての関係

新潟県消防協会は、他の都道府県消防協会と同様に日本消防協会の会員となっている。  
 会費は、均等割りと各都道府県の世帯数割り、会員数割りで構成されており、新潟県消防協会は年間573,361円の会費(H22実績)を日本消防協会に納めている。  
 (会費総額 2,000万円)

2 日本消防協会の都道府県協会への支援等

日本消防協会は、会員である都道府県消防協会に対し各協会が行う公益的事業に補助金及び協会運営のための助成金を交付している。その関係は以下のとおりである。

(注：金額は、22年度新潟県消防協会の予算額)



(1) 補助金の内容

- 慰霊祭補助** 日本消防協会寄附行為細則で都道府県消防協会が慰霊祭を行う場合に補助金を交付するとされている。(限度額10万円)
- 加入促進事業** 日本消防協会の消防団員福祉制度規約に都道府県消防協会がこの制度への加入促進を図るための事業に助成することができるとされており、当協会の消防団員の加入促進や研修事業に活用している。
- 操法大会事業** 都道府県消防操法大会援助金交付要綱に基づく助成事業であり、消防技術の錬磨と士気高揚のために都道府県消防協会が実施する操法大会に50万円を限度に援助することができるとされている。
- 事務事業助成** 消防団員福祉共済制度規約に基づき事務事業の効率化への助成として都道府県消防協会に助成するもの。
- 健康増進事業** 消防団員福祉共済制度規約に基づき消防団員等の健康の増進に係る健康器具の購入や体力錬成行事等に対し、助成するもの。

3 消防団福祉共済事業の取りまとめの実施（その他の事業 他1）

(1) 消防団員福祉共済事業とは

消防団員等が死亡し、又は障害を受けた場合にその家族の生活を守るため等の制度

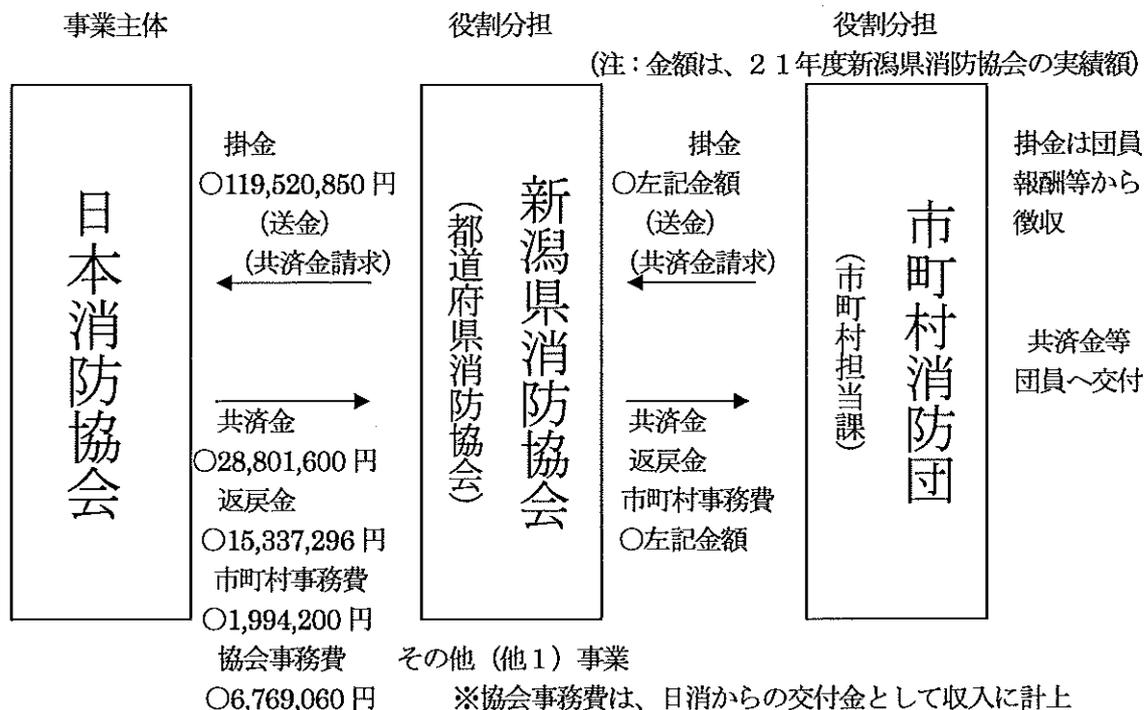
消防団員福祉共済事業は、平成22年11月12日「保険業法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の成立により、保険業法の特例として当分の間、引き続き継続して行うことが認められたことにより、存続できることとなった。

(2) 福祉共済制度の中での役割等

事業主体 財団法人 日本消防協会

都道府県消防協会は、消防団員福祉共済制度の取扱要領の中で掛金の払込手続や共済金の請求や支払手続等の役割が定められており、その法律関係は、委託契約書がないことから委託として取り扱われていない。このため、消防協会は、協力関係の中で福祉共済事業の一部の業務を担っているものとし、福祉共済事業の事務費については、日本消防協会からの交付金として取り扱っている。

(3) 消防団員福祉共済事業の各団体との関係



○ 掛 金 年間 3,000円(1人当たり)

※新潟県消防団員数 39,606人(H21年10月1日現在)

(新潟県では消防団員は全員加入、消防職員は任意で加入している。)

○ 給 付

死亡又は重度障害	(公務)	遺族援護金等	1,000,000円
"	"	弔慰金等	20,000,000円

	#	保育援護金	250,000 円
	(公務外)	遺族援護金等	1,000,000 円
入院	15日以上の入院(120日限度)	1日	1,500 円